

緑化計画の手引き



問い合わせ先・提出先

杉並区都市整備部 みどり公園課 みどりの事業係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代) 内線 3595・3596

FAX 03-5307-0697

令和4年4月1日改正

目次

1、緑化計画書等の届出

(1) 対象となる行為	2
(2) 計画時の提出書類	4
(3) 提出時期と流れ	7
(4) 緑化計画書・概要書の提出	9
(5) 緑化計画の変更・取下げ	12
(6) 緑化完了届の提出	12

2、緑化基準

(1) 接道部緑化の確保	14
(2) 緑地面積の確保	20
(3) 樹木本数の確保	26

3、緑化計画書等の作成例

(1) 緑化計画書作成例	28
(2) 緑化計画概要書作成例	35
(3) 緑化計画概要書（開発行為用）作成例	36
(4) 緑化完了届作成例	37
(5) 変更・取下げ届記入例	42

4、資料編

(1) 樹木等の例	43
(2) 用語の説明	45

1、緑化計画書等の届出

(1) 対象となる行為

杉並区では、次の行為を行う場合、「杉並区みどりの条例」第17条により、「緑化計画書」または「緑化計画概要書」の届出が義務づけられています。

- 民間施設の確認申請を要する行為
(建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認を受けて行うもの)
 - ①建築行為(新築)
 - ②建築行為(増築)
 - ③建築行為(改築・仮設建築物の建築・用途変更・大規模修繕・工作物の築造)
- 公共施設の計画通知を要する行為
(建築基準法第18条第2項の通知を受けて行うもの)
- 開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)
- 収容台数20台以上の駐車場の設置

※風致地区の場合

風致地区内で、土地の形質変更(盛土・切土など)、木竹の伐採、建築物の建築などを行う場合、「杉並区風致地区条例」に基づく許可が必要となり、許可条件として緑化が必要となる場合があります。必要な緑地面積や計算方法がこの手引きと異なりますので、担当までご相談ください。

木竹の伐採については、伐採する樹木が高さ1.5mでの幹周りが30cm以上の場合、「風致地区内行為許可申請書」の提出が必要になります。

建築行為に合わせて樹木を伐採する場合で、建築物の例外許可を用いる際には、建築課建築企画係に「風致地区内行為許可申請書」を提出するので、みどり公園課へは「緑化計画の届出」のみとなります。

建築物の例外許可を用いない場合は、みどり公園課に「風致地区内行為許可申請書」及び「緑化計画の届出」の両方の提出が必要になります。

※東京都への届出対象の場合

1,000 m²以上（国および地方公共団体が有する敷地では 250 m²）の敷地で、開発や建築等を行う場合は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、東京都へ「緑化計画」の届出や「開発許可」申請が必要となります。

東京都へ「緑化計画」の届出をする場合、杉並区と東京都の条例による基準を各々満たした緑化計画を作成する必要があります。

東京都への届出の詳細は、下記へお問い合わせください。

【担当】東京都環境局 自然環境部緑環境課（都庁第二庁舎）

電話 03（5388）3455

※収容台数20台以上の駐車場設置工事を行う場合

収容台数20台以上の駐車場（マンション等に設置される駐車場を含む）の計画は、緑化計画の手続きと共に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき環境課公害対策係へ届出が別途必要です。

また、時間貸駐車面積（駐車マス）の総面積が500 m²以上の場合は「駐車場法」に基づき「路外駐車場設置届」を都市整備部管理課交通企画担当係へ届出が必要です。

※杉並区景観条例に基づく景観形成重点地区の場合

「杉並区景観条例」に基づく「水とみどりの景観形成重点地区」に含まれる敷地における計画は、緑化計画の手続きと共に、都市整備部管理課庶務係へ行為の届出が別途必要です。その際には、本手引きに基づく緑化計画を提出してください。

※届出対象ではないが、樹木を伐採する場合

「みどりの条例」第9条により、基本的に現存する樹木を保全するように努め、やむを得ず伐採した時には同数以上の樹木を植栽するように努めなければならないとされています。みどりの住宅都市を維持していくためにご理解とご協力をお願いします。

※区立施設において、届出対象ではないが、植栽等を工事などで変更する場合

基準緑化を維持していることを確認するため、図面や写真等をご用意の上、植栽計画について、みどりの事業係に事前にご相談ください。

(2) 計画時の提出書類

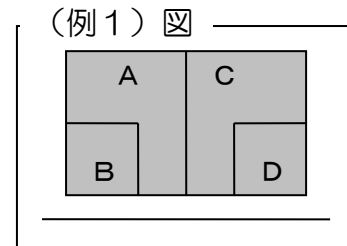
行 為 (※1)	一団の土地の敷地面積 (※2)	提出書類 (※3)
建築行為 (新築)	200㎡以上	緑化計画書
	200㎡未満	緑化計画概要書
建築行為 (増築)	増築に係る部分の延べ床面積50㎡以上	緑化計画書
	増築に係る部分の延べ床面積50㎡未満	緑化計画概要書
建築行為 (その他)	敷地面積に関わらず	緑化計画書
計画通知を要する行為		緑化計画概要書 (開発行為用)
開発行為		緑化計画書
20台以上の駐車場の設置 (※4)		

- ※1 増築・改築・仮設建築物の建築・用途変更・大規模修繕・工作物の築造の計画の場合には、届出不要となる場合もありますので、担当までご確認ください。
- ※2 一団の土地とは、建築や開発などを行う土地の所有者と隣接する土地の所有者が同一である場合、そのひとかたまりの土地をいいます。次ページの例をご確認ください。
- ※3 複数棟をまとめて計画している際には、緑化計画書をまとめて提出することもできます。完了予定日が異なる場合には、それぞれ提出してください。
- ※4 台数について、バイクも1台と数えます。立体駐車場の場合は合計台数になります。

◎一団の土地の例

周囲の敷地を含む一団の土地で敷地面積が 200 m²以上の場合は緑化計画書の届出となります。

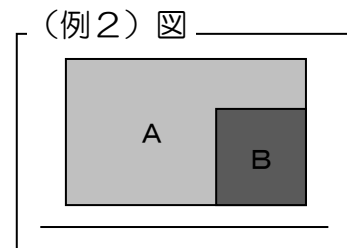
(例1)
400 m²の土地を、100 m²ずつ A・B・C・D 棟に分割し、個々の土地で建築行為を行う場合の届出は？



建築確認申請時に・・・

- ①土地の所有者が同一の場合 → 『緑化計画書』
- ②土地の所有者が異なる場合 → 『緑化計画概要書』
- ※①②ともに各棟の敷地に基づく緑化基準を計算して、それぞれの基準を満たす

(例2)
400 m²の土地の一部に、150 m² (B) の建築行為を行う場合の届出は？



建築確認申請時に、

- ① 建築主Bと隣接の土地所有者Aが同一の場合→ 『緑化計画書』
- ② 建築主Bと隣接の土地所有者Aが異なる場合→ 『緑化計画概要書』

※開発行為の届出

開発行為を行う場合は、「緑化計画の届出」の提出が必要となります。

開発行為完了時点で緑化していない場合には、その後の建築を行う施主（事業者）に緑化計画概要書（開発行為用）をお渡しください。施主（事業者）あるいは棟数が複数ある場合には、どの棟か分かるように明記した上でコピーをお渡し願います。

その後の建築を行う施主（事業者）は建築確認申請前に開発行為とは別で、緑化計画の届出が必要になります。

開発行為と建築を行う者が異なる場合には変更届の提出が必要になります。

※敷地面積が 3,000m²以上の場合

区環境清掃審議会に報告する案件のため、電子データ等を提出していただく場合があります。

※複数棟をまとめて計画する場合

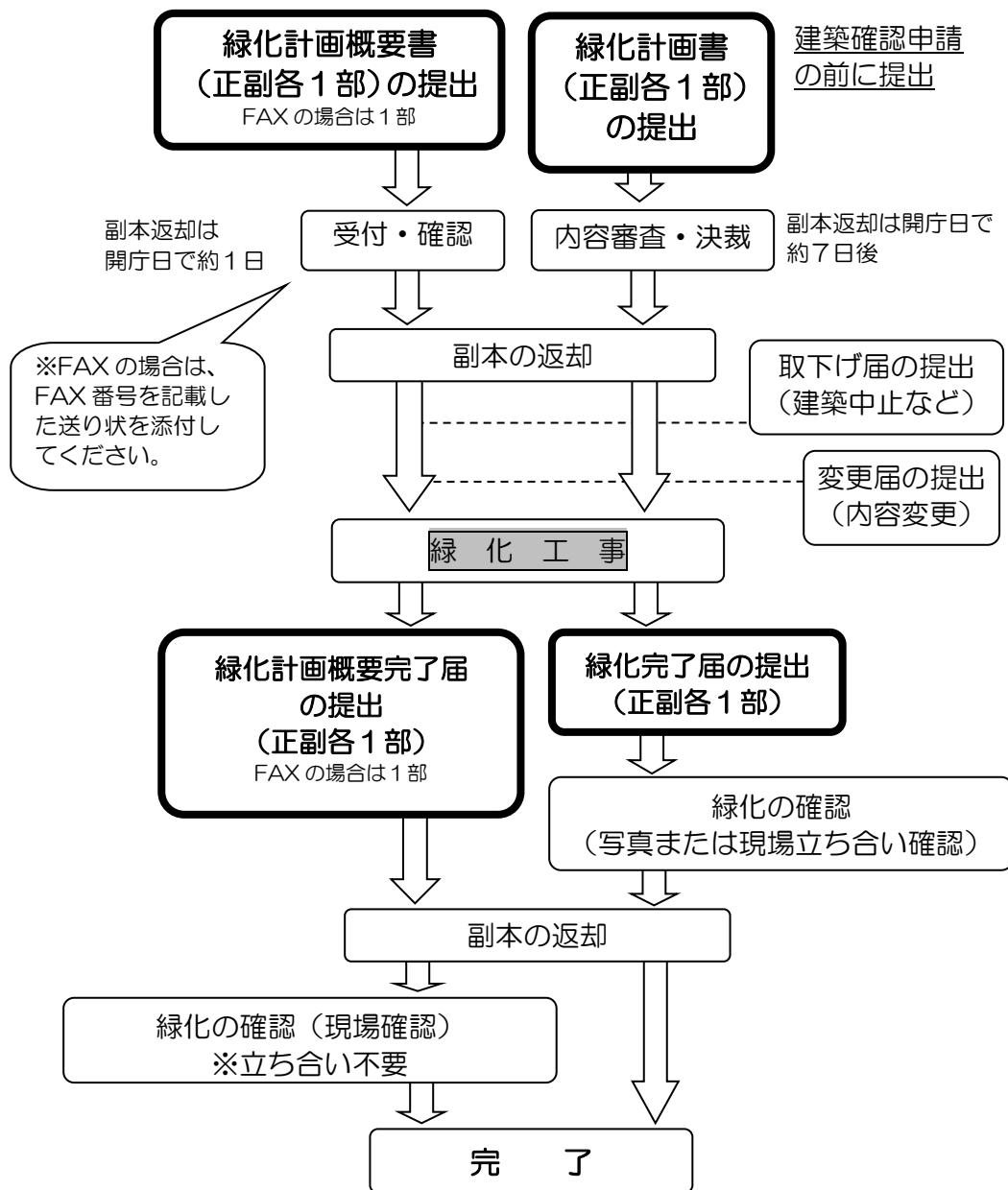
開発や分譲等により、一団の土地に複数の建築物を同時に建築する際には、緑化計画書をまとめて提出することができますが、必要な緑化基準は1棟ごとに満たしてください。また、完了時期が異なる際には、各々提出してください。

※総合設計制度等を用いる場合

建築等を行おうとする敷地ごとに、必要な緑化基準を算出し、1棟ごとに緑化計画書を提出してください。必要な緑地面積についてのみ、独自の計算方法を用いる場合がありますので、P. 21をご確認ください。

(3) 提出時期と流れ

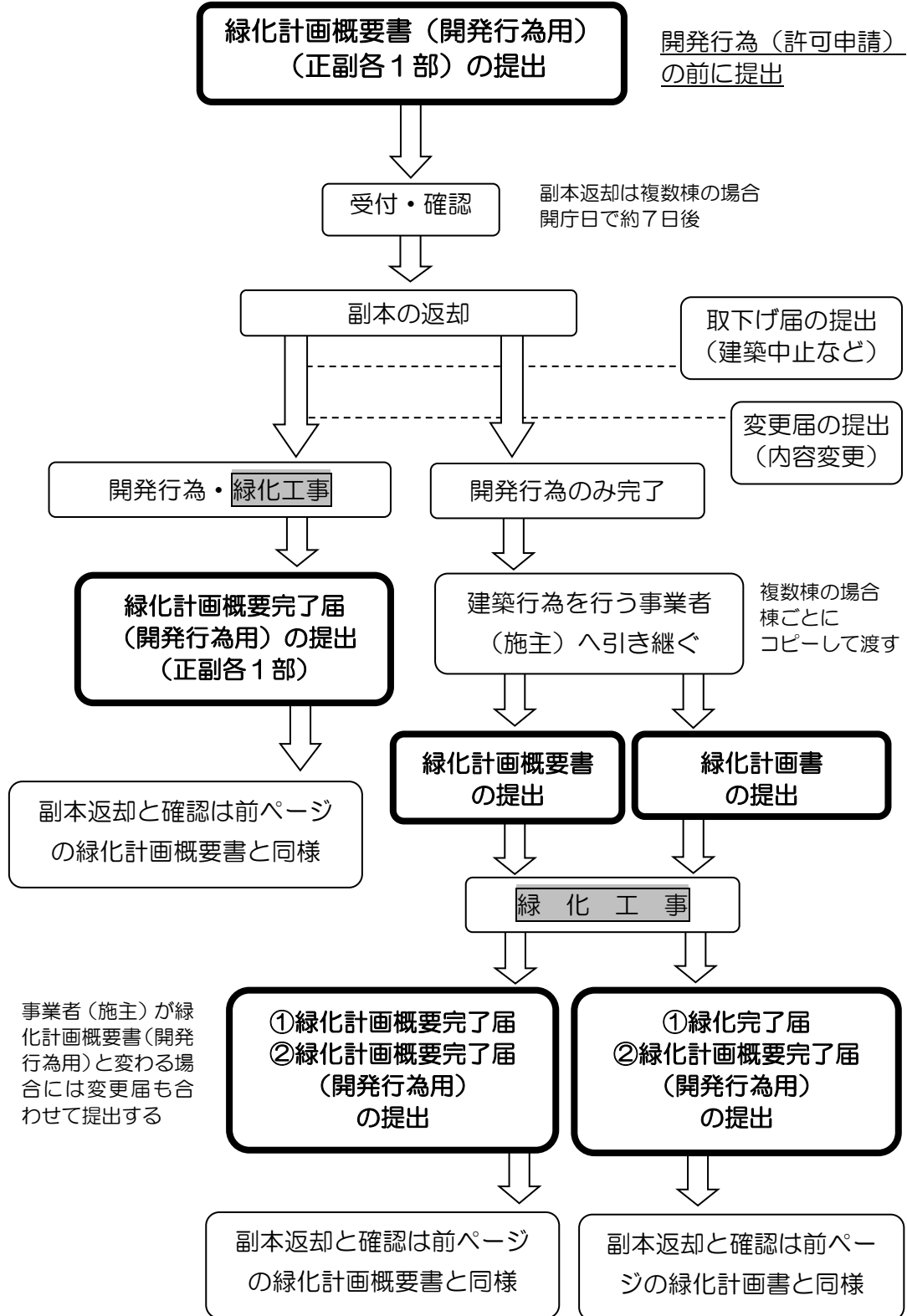
1. 緑化計画書及び緑化計画概要書



※杉並区景観条例に基づく事前協議対象の場合

まちづくり景観審議会（景観専門部会）に諮問する計画については、本手引きに基づく緑化を含めた計画としていただく必要がありますので、確認申請の4か月程前にご相談ください。都市整備部管理課庶務係への行為の届出の流れも合わせてご確認ください。

2. 緑化計画概要書（開発行為用）



(4) 緑化計画書・概要書の提出

1. 緑化計画書に添付する書類 ※正副2部提出

提出書類は「緑化計画の流れ」(P. 7、8)のように、内容審査を行います。

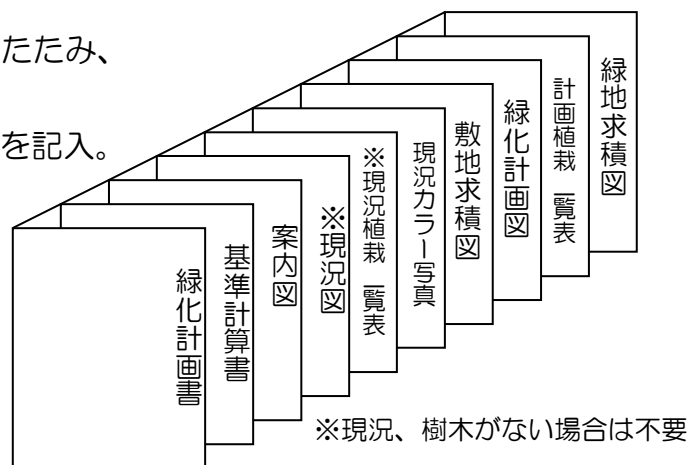
- ①緑化計画書 **HP** : 事業者(施主)・代理人・担当者の印鑑は不要。
※訂正がある場合は、副本返却時に訂正印(スタンプ印不可)をお願いします。
- ②基準計算書 **HP** : 接道部緑化延長・緑地面積・樹木本数別に計算。
- ③案内図 : 計画地と周辺が分かる地図(施工位置確認用)
- ④現況図 : 現況の建築物、樹木の位置・番号等、写真(既存樹木確認用)の撮影方向・番号、縮尺、方位等を記入。
既存樹木がない場合は添付不要。
- ⑤現況植栽一覧表 **HP** : 既存樹木の樹種、寸法(高さ・葉張り)、数量、備考欄(保存、移植、伐採)を記入。
既存樹木がない場合は添付不要。
- ⑥現況カラー写真 : 現況が分かる写真。写真の撮影方向が分かる図。
図は現況図や敷地求積図に兼ねることができます。
既存樹木がある場合には、高さ・葉張りがそれぞれおおむね確認できる写真。
- ⑦敷地求積図 : 道路境界、隣地境界、接道部の長さを明記する。
用途地域が複数の場合は、その用途境を明記し、各用途地域の面積及び合計面積を記入。
- ⑧緑化計画図 : 建築物の軒下線、緑地、樹木の位置・樹種名・寸法、計画接道部緑化延長とその断面図等を記入。
敷地の周囲に高低差がある場合には、立面図や断面図を付ける等わかりやすいように工夫する。
- ⑨計画植栽一覧表 **HP** : 樹木の図面記号、分類(高中低木、地被植物)、樹種名、寸法、数量、備考欄(新植・既存)を記入。
樹種が未定の場合においては、完了前に変更も可能なので、目安としての樹種を記載してください。

⑩緑地求積図 : 緑地面積は積算根拠を図面に表記し、図形の面積や三斜求積で計算表を作成。CAD求積、ヘロンの公式は不可。

※HP 杉並区公式 HP に掲載。

◎ 緑化計画書（一式）の綴じ方

原則としてA4縦版に折りたたみ、
左とじにしてください。
平面図には必ず方位と縮尺を記入。



2. 緑化計画概要書に添付する書類

緑化計画概要書を窓口で提出する場合は、正副2部の提出をお願いします。
記載内容の確認後に受付をして副本をお渡しします。

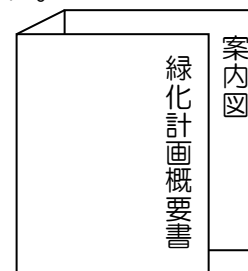
なお、FAXでの提出も可能です。受付処理後、写しを副本として返信しますので、返送先のFAX番号を記載した送り状を添付してください。

① 緑化計画概要書

事業者（施主）・代理人・担当者の印鑑は不要。

② 案内図

計画地と周辺が分かる図面。（施工箇所の確認用）



3. 緑化計画概要書（開発行為用）に添付する書類

緑化計画概要書（開発行為用）は窓口で正副2部の提出をお願いします（FAX不可）。記載内容の確認後に受付をして副本をお渡しします。棟数が多い場合には、緑化計画書と同様に預かる場合もあります。

① 緑化計画概要書（開発行為用）

事業者（施主）・代理人・担当者の印鑑は不要。

② 案内図

計画地と周辺が分かる図面。(施工箇所の確認用)

③ 敷地求積図

道路境界、隣地境界、接道部の長さを明記する。

用途地域が複数の場合は、その用途境を明記し、各用途地域の面積及び合計面積を記入。

複数棟ある場合には、各棟の敷地が分かるように記載。

④ 緑化基準計算書あるいは緑化基準計算内訳書（開発行為 複数棟用）

計画が1棟の場合は、緑化基準計算書を、複数棟ある場合には、緑化基準計算内訳書（開発行為 複数棟用）を添付。

(5) 緑化計画の変更・取下げ

緑化計画の申請手続き終了後に、緑化計画の変更や建築計画が中止になった場合は、「変更・取下げ届」の届出が必要です。

1. 変更届 **HP**

緑化計画の申請手続き終了後に、記載内容（敷地面積・接道部の長さ・緑地面積等）に変更があった場合は、「変更届」の届出が必要です。

緑化計画書での届出の場合は、変更内容が分かる必要書類（敷地求積図、緑化計画図等）を添付してください。

2. 取下げ届 **HP**

建築計画を取り下げた場合は、「取下げ届」の届出が必要です。

(6) 緑化の完了届の提出

1. 緑化完了届（緑化計画書の届出）に添付する書類 ※正副2部提出

① 緑化完了届 **HP** : 事業者（施主）・代理人・担当者の印鑑は不要。

② 緑化完了図面 : 建築物の軒下線、植栽地、樹木の位置・樹種名・寸法（高さ・葉張り）、接道部緑化延長、緑化断面図、写真方向等を記入。

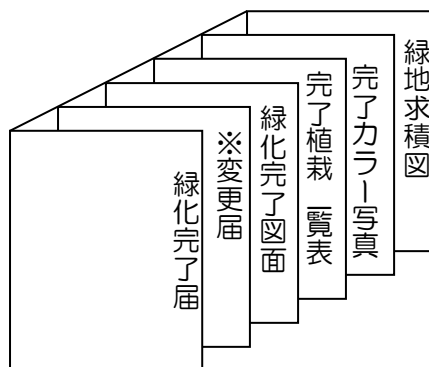
※計画内容に変更があれば、変更点が分かるように作成。

③ 完了植栽一覧表 **HP** : 分類、樹種名、寸法（高さ・葉張り）、数量、写真方向番号等を記入。

④ 完了カラー写真 : 写真番号を記入。個々の写真は、樹木の種類・寸法（高さ・葉張り）・本数、地被植物の種類、植栽範囲が判別できる写真とし、接道部は道路側から全体が分かる連続写真とする。

⑤ 緑地面積求積図 : 緑地面積は図形の面積や三斜求積の計算表を作成。各基準値と計画値との比較表を作成。

- ◎ 緑化完了届（一式）の綴じ方
 原則としてA4縦版に折りたたみ、
 左とじにしてください。
 平面図には必ず方位と縮尺を記入。



※変更がある際、基準を超えている場合
 には、変更届を合わせて提出すること
 もできます。

変更内容が多い場合は、計画書と同様にお預かりし、後日、副本を返却します。

<緑化完了届の確認方法>

完了確認は敷地面積により、原則下記の内容で行います。写真が不足してい
 る時は、再提出していただきます。また、区の助成制度等を活用している場合
 などは現場確認も行います。

※現場確認日は、完了届提出後に日程調整を行い、決定します。

対象敷地面積	確認内容
500㎡未満	写真確認
500㎡～1,000㎡未満	写真確認又は写真・現場確認
1,000㎡以上	写真・現場確認

2. 緑化計画概要完了届

緑化計画概要完了届を窓口で提出する場合は、正副2部の提出をお願いします。
 緑化計画概要書の届出による完了は、緑化計画概要書（副本）の完了届欄
 に①届出日②完了年月日を記入して提出してください。担当者名や返信用FAX
 番号の記載のある送り状を添付していただければ、FAXでの提出も可能です。
 完了確認は、後日現場に伺います（立ち合いは不要です）。

3. 緑化計画概要完了届（開発行為用）に添付する書類 ※正副2部提出

緑化計画概要書（開発行為用）の届出による完了は、緑化工事が終わった時
 点で、緑化計画概要書（副本）の完了届欄に①届出日②完了年月日を記入して
 窓口に出してください。開発行為を行った事業者（施主）と緑化工事を行った
 事業者（施主）が異なる場合には、変更届も一緒に提出してください。

完了確認は、建築行為に伴う緑化計画完了の届出に合わせて行います。

2、緑化基準

杉並区みどりの条例に基づく緑化基準は、接道部緑化・緑地面積・樹木本数の確保の3基準からなります。

- (1) 接道部緑化の確保・・・道路面に植えた樹木による緑化延長の基準
- (2) 緑地面積の確保・・・敷地内に樹木・地被植物で緑化された面積の基準
- (3) 樹木本数の確保・・・敷地内に植えた高木・中木・低木の樹木本数の基準

上記(1)～(3)すべての条件を満たした緑化が必要です。(3) 樹木本数の基準を満たしても、(2) 緑地面積の基準を満たすとは限りません。

(1) 接道部緑化の確保

1. 接道部緑化の基準

接道部緑化とは、建築基準法の道路境界から奥行き 6mまでの範囲に、以下の条件で樹木を植えた場合が対象となります。なお接道部緑化助成制度がありますので、担当までご相談ください。

建築基準法上の道路に面して、下記の式で算出された長さ以上の樹木による緑化が必要です。ただし、接道部延長が3m未満の場合は、接道部緑化は不要です。

基準接道部緑化延長(m) = 接道部延長(m) × 接道部緑化率表に掲げる数値

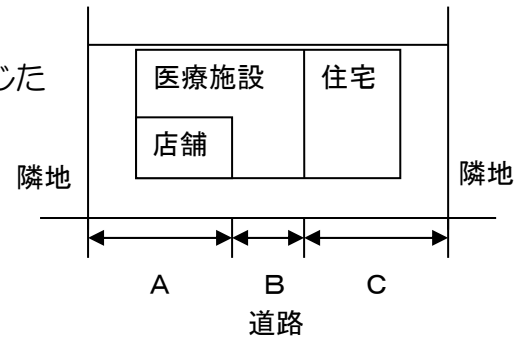
接道部緑化率表 ※A = 敷地面積 / 200 (小数点第3位を四捨五入)

敷地の面積 敷地の用途	敷地面積						
	200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上 30000㎡未満	30000㎡以上
住宅 等	0.4×A	0.4	0.5	0.6	0.7		0.8
事務所 等	0.2×A	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	
庁舎 等	0.5×A	0.5	0.6	0.7			0.8
屋外運動競技施設 等	0.6×A	0.6	0.7			0.8	
上記以外の施設	0.2×A	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	

住宅 等 : 戸建住宅 長屋及び共同住宅 宿泊施設等
 事務所 等 : 事務所 店舗 工場 資材置場 展示場 作業場等
 庁舎 等 : 庁舎 学校 医療施設 福祉施設 (保育園、高齢者施設等)
 集会施設、寺社 教会等
 屋外運動競技施設 等 : 屋外運動競技施設 屋外娯楽施設 墓地 自転車駐車場
 廃棄物等の処理施設等

※建築物の一階に複数の用途がある場合

各施設の接道部の長さに、それぞれの緑化率を乗じた長さの合計を基準接道部緑化延長とします。
共有の用途の場合は大きい方の緑化率を用いてください。



(例) 敷地面積200㎡の場合

基準接道部緑化延長=A×0.2(店舗)

+B×0.5(医療施設)+C×0.4(住宅)

※接道部緑化の緑地面積への代替

接道部緑化が困難な場合は、緑地面積へ代替することができます。

$$\text{代替緑地面積}(\text{m}^2) = \text{不足する接道部緑化延長}(\text{m}) \times 0.3$$

(例) 基準接道部緑化延長8m、確保する接道部緑化延長3mの場合

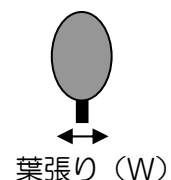
$$\text{代替緑地面積}(\text{m}^2) = (8 - 3) \times 0.3 = 1.5\text{m}^2$$

1.5㎡を基準緑地面積に加算し、変更基準緑地面積とする。

この場合の基準樹木本数は加算後の変更基準緑地面積から算定した樹木本数とする。

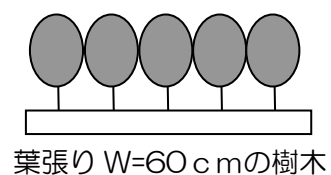
2. 接道部緑化延長の算定方法

接道部緑化延長は植えつけ時の樹木の葉張り(W)の長さの合計です。地被植物のみは対象外です。



I 右図のように、樹木を植えた場合は、樹木の葉張りの合計となります。

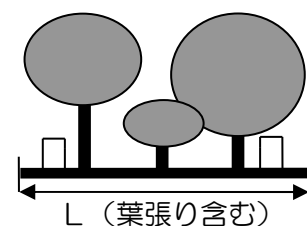
$$\text{接道部緑化延長} = W \times 0.6 \times 5 \text{本} = 3.0\text{m}$$



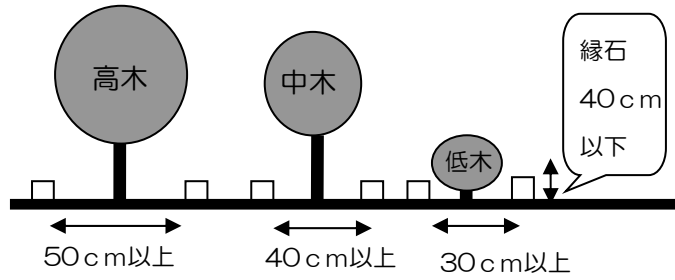
II 右図のように、葉張りが植樹帯をはみ出す場合は、その長さも含まれます。(敷地内に限る。)

樹木が重なりあっている場合には、道路から垂直に見た樹木の幅になります。

$$\text{接道部緑化延長} = L$$



- ①樹木に応じた土幅の確保
 高木：50cm以上
 中木：40cm以上
 低木：30cm以上

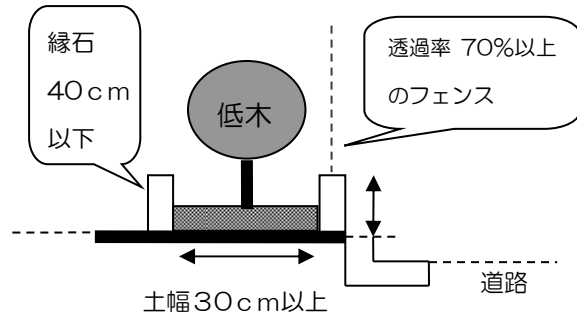


②縁石やフェンス等がある場合

- 道路側植栽地の縁石高は、地盤面から40cm以下。

- 道路側のフェンスは、透過率70%以上。

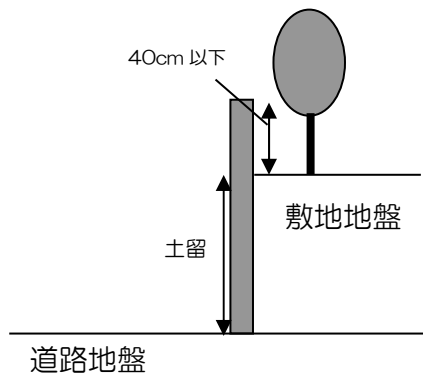
※フェンスのカタログの写し等透過率が確認できるものを添付または明記してください。



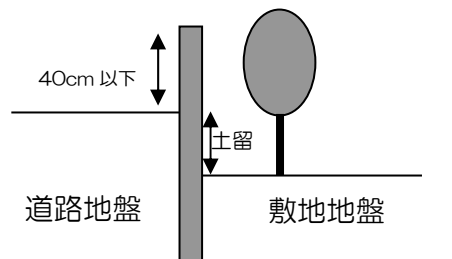
③道路と敷地に高低差がある場合

縁石高は、道路か地盤面のどちらか高い方から40cm以下である必要があります。

■敷地地盤が高い場合



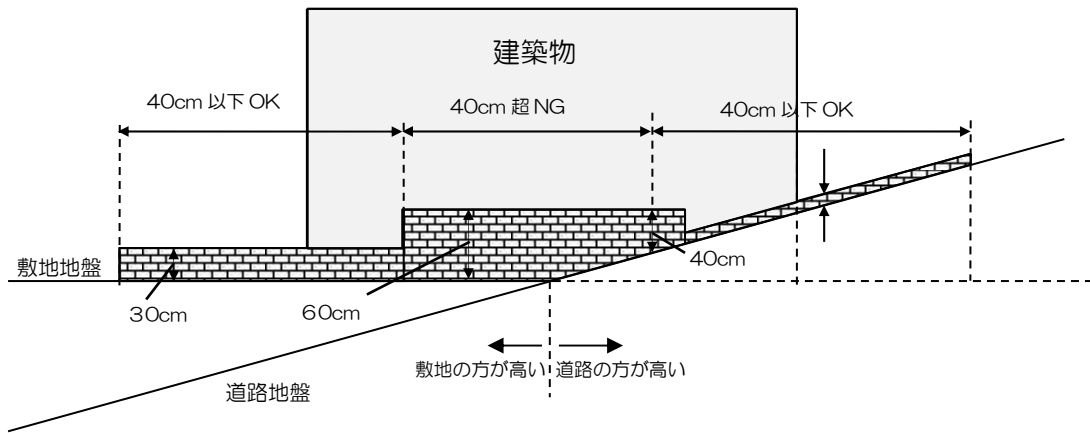
■道路地盤が高い場合



※断面図をつけてください。

※できる限り、道路側から見えるように植栽してください。

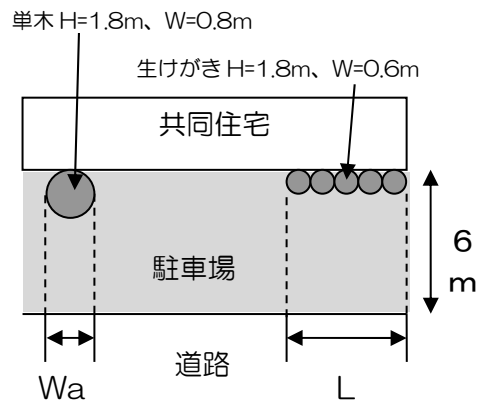
④道路に傾斜がある場合



※高さの分かる図をつけてください。

⑤駐車場・駐輪場等がある場合

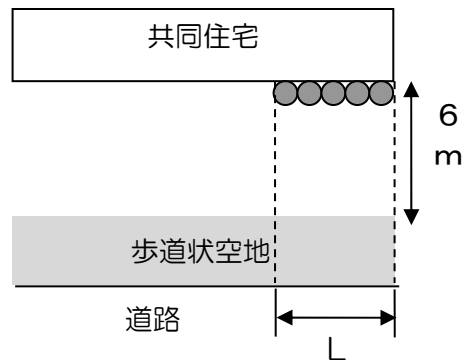
植栽地と道路との間に駐車場・駐輪場等がある場合は、奥行き6mまでの場所に高さ1.8m以上の樹木を直接見通せるよう植栽したときに限り接道部緑化として算定できます。



$$\text{接道部緑化延長} = Wa + L$$

⑥歩道状空地を設ける場合

歩道状空地を除き、奥行き6mまでを接道部とすることができます。



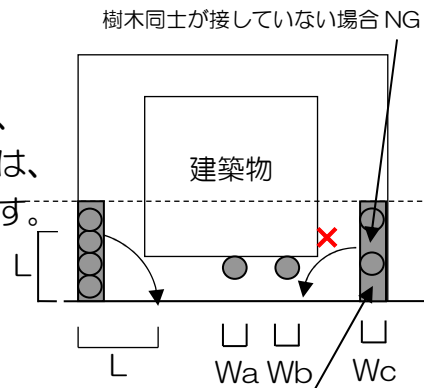
$$\text{接道部緑化延長} = L$$

※図面に奥行き6mの線および歩道状空地の範囲を明記してください。

⑦道路に対して垂直方向に植栽する場合

右記のように樹木の一部が道路に接し、奥行き6mまでの場所に見通しが確保でき、建築物の障害とならない形で植栽したときは、その植栽幅を接道部緑化として算定できます。

$$\text{接道部緑化延長} = L + W_a + W_b + W_c$$

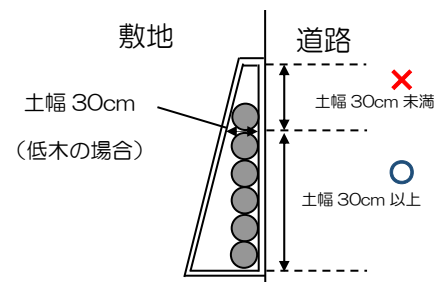


樹木が道路に接していない場合、
地被植物が道路と樹木の間にある場合、
接道部緑化延長に含むことができません。

3. 接道部緑化延長に算定できない場合

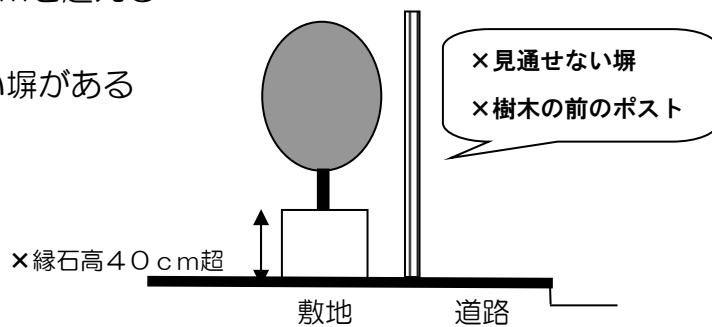
※ 下記の場合は、接道部緑化の対象になりません。

× 樹木に応じた土幅を確保していない



× 植栽地の縁石が 40cm を超える

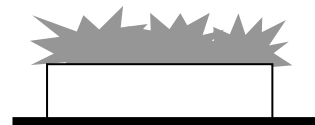
× 樹木の前に見通せない塀がある



× 樹木の前に高さ 40cm 超の郵便受け・門柱・ゴミ置き場・配電盤等がある

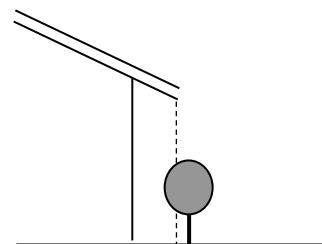
× フェンスの透過率が 70% 未満

×地被植物のみで緑化している（緑地面積には算定可）



×道路境界から6mを超えた位置に樹木を植栽している

×庇やバルコニーの下に植栽している（幹の中心が出ている場合や上空から見て樹木の半分以上出ている場合は、算定可）



(2) 緑地面積の確保

1. 緑地面積の基準

緑地とは、上空から見て樹木・地被植物で覆われた部分です。バルコニー下等は緑地対象になりません。緑地は、原則地上部分で確保してください。不足の場合は、屋上、壁面等による緑化を代替とすることが出来ます。

基準緑地面積は下記の式で算出されます。建蔽率は、基本的に建築基準法第53条第1項の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合です。なお、建蔽率の割増は建築基準法第53条第3項第2号に規定する建築物のみ加算できます。風致地区においての建蔽率は、杉並区風致地区条例及び同条例に基づく許可の審査基準による建蔽率の上限です。

基準緑地面積(㎡) = 敷地面積(㎡) × (1 - 建蔽率) × 次の緑地率表に掲げる数値

緑地率表 ※A = 敷地面積 / 200 (小数点第3位を四捨五入)

用途地域	敷地面積						
	200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	0.25 × A	0.25		0.3	0.35	0.4	0.45
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域	0.2 × A	0.2		0.25	0.3	0.35	0.4
近隣商業地域 商業地域	0.1 × A	0.1	0.15		0.2		

※用途地域が敷地内に複数ある場合

それぞれの用途地域で計算し、その計算値を合計してください。緑地率は全体の敷地面積に対する、それぞれの用途地域の率を使用します。

(例) 全体の敷地面積が500㎡で用途地域が2つにまたがる場合

近隣商業地域(近商) 200㎡ 建蔽率80%
第一種低層住居専用地域 (一低住) 300㎡ 建蔽率50%

基準緑地面積 = 近商の緑地面積 + 一低住の緑地面積

近商 200 × (1 - 0.8) × 0.15 = 6㎡

一低住 300 × (1 - 0.5) × 0.3 = 45㎡

6 + 45 = 51㎡ → 51㎡の緑地面積が必要になります。

※20台以上の駐車場の設置の場合

20台以上の駐車場については、基準緑地面積は次の通りです。極力外周部に緑化してください。接道部緑化及び樹木本数の基準はありません。

$$\text{基準緑地面積 (m}^2\text{)} = \text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times 0.1$$

また、地下に雨水浸透させる構造を有する駐車場を設置する場合は、当該構造を有する部分の面積の2分の1を必要な緑地面積に換算することができますが、基準緑地面積の2分の1が限度となります。換算を利用するためには別途添付資料が必要になりますので、ご相談ください。

※総合設計制度等の適用を受ける場合

総合設計制度等の適用を受け計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る）、高度利用地区もしくは特定街区内の建築物の場合は下記の式で算出された面積と通常基準緑地面積を比較し、より大きい面積が基準緑地面積となります。詳しい計算方法については、お問い合わせください。

$$\text{基準緑地面積} = (\text{下記に該当する敷地面積} - \text{当該敷地面積の建築面積の合計値}) \times 0.3$$

- 総合設計制度等（建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項）
- 再開発等促進区（都市計画法第12条の5第3項）
- 高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号）
- 特定街区（都市計画法第8条第1項第4号）に規定するものをいう。

2. 緑地面積の算定方法

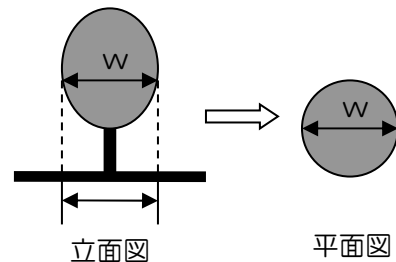
樹木の投影面積は既存樹木と新植樹木によって計算方法が異なります。端数整理は、個々の面積を合計し、小数点第3位を四捨五入し第2位止めとします。

2-1 新植樹木の緑地面積

① 単独木の場合

単独木の緑地面積は、水平投影面積（植えつけ時の樹木の枝張りを直径とした円の面積）です。

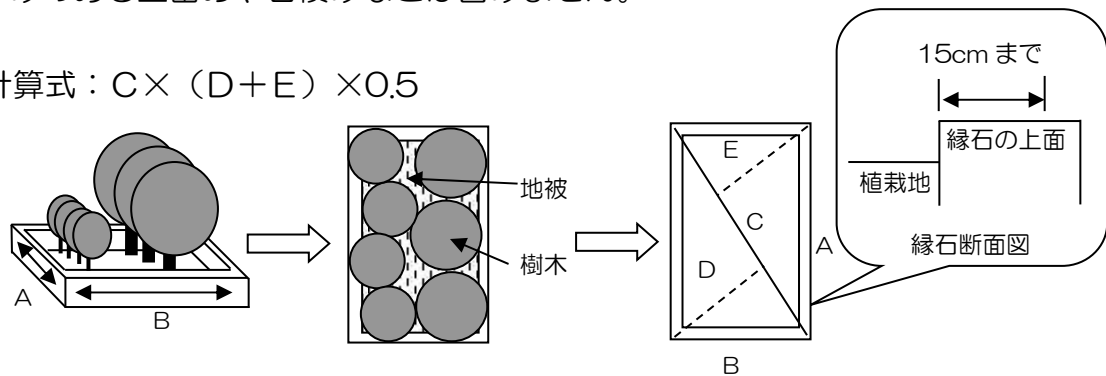
$$\text{緑地面積計算式} : (W \times 0.5)^2 \times 3.14$$



②-1 樹木による植栽地の場合

樹木のみで密植（※）または樹木の中に地被植物等を植栽している植栽地の緑地面積は、まとまった植栽地として算定することができます。樹木などが植栽地の縁石等にかかっている場合には縁石等を含むことができます。ただし、縁石幅は15cmまで可能とします。隣地境の塀や建築物の構造物、舗装材、厚みのある土留めや石積みなどは含みません。

$$\text{計算式} : C \times (D + E) \times 0.5$$



※樹木のみで密植しているかどうかの判断基準は、樹木の水平投影面積の合計が、植栽地面積の50%を超えていれば密植とみなします。

例：1㎡当たり・・・W30cm → 8株以上
 $(0.3 \times 0.5)^2 \times 3.14 \times 8 \div 0.57 \text{m}^2 \geq 0.5 \text{m}^2$

中木 W60cm × 1本と低木 W30cm × 4本を混ぜて植える場合
 $(0.6 \times 0.5)^2 \times 3.14 \times 1 \text{本} + (0.3 \times 0.5)^2 \times 3.14 \times 4 \text{本}$
 $\div 0.57 \geq 0.5 \text{m}^2$

この場合は、中木の葉張りと低木の葉張りが重ならないようにバランスよく配置する必要があります。

②-2 地被植物による植栽帯の場合

地被植物等のみによる植栽地は、以下のとおり計算します。

- 芝の場合は、芝の植栽地の面積を三斜計算等で求積します。
※地被植物等のみの場合、縁石は緑地面積に含まれません。
- 駐車場の緑化ブロックの場合は、その植栽地面積に緑化ブロックの製品の緑化率を掛けた面積となります。緑化ブロックの緑化率がわかるカタログの写し等が必要です。
(例) 10 m²の緑化ブロック (緑化率67%の製品) の緑地面積
→ 10 × 0.67 = 6.7 m²
- タマリユウ、リュノヒゲ等は密植していることが条件で、その植栽地面積で求積します。
密植の目安は、9 cmポットの場合で49 pot/m²以上とします。



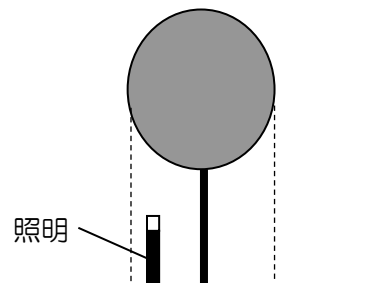
× 25鉢/m²



○ 49鉢/m²

③マンホールや照明等の設備がある場合

樹木により覆われていて、上空からみて緑になっている部分は緑地面積にみることができます。



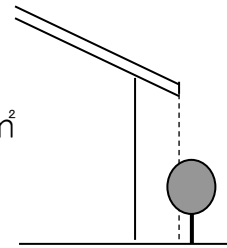
植栽地にある附帯設備等 (雨水枡、室外機、給湯器など) や景石や通路、土、砂利、ウッドチップのみの箇所も同様です。

※植栽地が地被植物のみの場合、附帯設備等は緑地面積から除きます。

④庇やバルコニー等に一部かかる場合

幹の中心が出ている場合は、その樹木の水平投影面積の1/2（半円）まで算定することができます。

W60cmの場合、 $(0.6 \times 0.5)^2 \times 3.14 \times 0.5 \div 2 = 0.14 \text{ m}^2$



⑤道路や隣地への越境

道路や隣地へ越境する樹木は認められません。計画図を書く際には、樹木の葉張りが越境しないように記載してください。また、近隣トラブルの原因にもなりますので、樹種と植付位置の選定は樹木の成長を考慮してください。

⑥分譲マンション等の共有以外の緑地

共有部分ではない専用庭やベランダ等に緑化を行った場合は緑地面積に含まれません。

2-2 既存樹木を活用する場合の緑地面積

敷地内で既存樹木を残す（移植も含める）場合の緑地面積の計算は、下記のとおり算定できます。高さに応じて下記表内のいずれかの方法で1本ずつ（重なりも含めて）算定できます。

高木	高さ 3m以上	簡易計算：3㎡/本
		水平投影面積 緩和： $(H \times 0.7 \times 0.5)^2 \times 3.14$
中木	高さ 1.5m以上 3m未満	簡易計算：1㎡/本
		水平投影面積
低木	高さ 0.3m以上 1.5m未満	簡易計算：0.6㎡/本
		水平投影面積
樹林	高木が30本以上あり、 樹冠が重なり合っている場所	水平投影の外縁を 結んだ面積の2倍

※ただし、次の種類は高さに関わらず区分しています。

①既存であるかどうかにかかわらず緑地面積においてはすべて新規植栽として取り扱う。

つる植物（ツタ類、カズラ等の木本類）、竹類、シュロ、ヤシ、ソテツなど

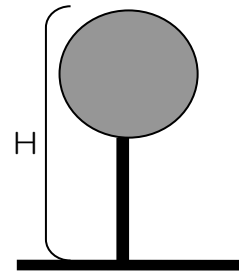
②高さに関わらず、地被植物として分類するもの

ラベンダー、ローズマリーなどのハーブ類、フッキソウ、ヤブコウジなど

※既存の地被植物の緑地は、前ページの表にはあてはまりません。
新規植栽の植栽地面積として緑地面積に算定できます。

緩和による緑地面積
 $(H \times 0.7 \times 0.5)^2 \times 3.14$

既存高木の場合



3. 建築物緑化による緑地面積

緑地面積として自然地盤での確保が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化によって代替できます。なお、屋上・壁面緑化助成制度がありますので、ご計画の際には事前にご相談ください。

屋上緑化・・・メンテナンスが可能な構造になっている屋上で、生長が可能な植栽基盤に樹木や地被植物を植栽した場合は、緑地面積として参入できます。面積の算定方法は地上部と同様です。
プランターを使用する場合は、土量が50リットル以上の耐久性のある材質(テラコッタ、GRC製、FRP製等)のものであれば、緑地面積に算入可能です。カタログなどを添付してください。

(例)

プランター (内寸 0.5m×0.5m×0.5m) カタログ参照

←ツツジ (H0.5、W0.5) 1本
 $0.25 \times 0.25 \times 3.14 = 0.20 \text{ m}^2$

→フッキソウ (49pot/m²)
 $0.5 \times 0.5 = 0.25 \text{ m}^2$

壁面緑化・・・建築物の壁面等につる植物等で緑化した場合、補助資材を含めた面積を緑地面積とします。

立面図や用いる資材の詳細図、樹種及び株数など、緑化の内容がわかる資料を添付してください。

(例)

立面図

2m×2m=4 m²

詳細図

壁面にワイヤーメッシュ (0.15m×0.15) を金具で固定 (カタログ参照)。
 カロライナジャスミン 0.15m 間隔で全体に植え付ける。

(3) 樹木本数の確保

1. 樹木本数の基準

基準本数の計算

基準緑地面積に対して、3種類の樹木（高木・中木・低木）を下記の式で算出された本数以上の緑化をお願いします。

- 高木：基準本数＝基準緑地面積÷20
 - 中木：基準本数＝基準緑地面積÷3
 - 低木：基準本数＝基準緑地面積÷1
- (端数は小数点第一位を四捨五入)

2. 樹木の区分

高木・中木・低木の区分は、新植の場合は植えつけ時の高さ、既存の場合は現況の高さによって決まります。

高さ 0.3m以上の樹木	高さ 1.5m以上の樹木	高さ 3m以上の樹木
低 木	中 木	高 木

※ただし、次の種類は高さに関わらず区分しています。

- ①高さ 1.5m 以上の場合は高さに関わらず中木（高さ 1.5m 未満なら低木）
つる植物（ツタ類、カズラ等の木本類）、竹類、シュロ、ヤシ、ソテツなど
- ②高さに関わらず、地被植物として分類するもの
ラベンダー、ローズマリーなどのハーブ類、フッキソウ、ヤブコウジなど

3. 樹木本数の置き換え

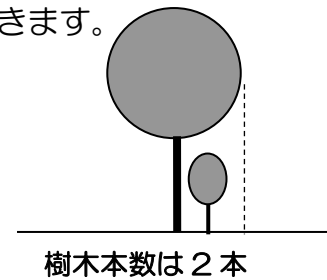
基準緑地面積に応じた樹木本数以上を確保し、高木・中木・低木を相互に置き換えて、計画することができます。

高木 1 本＝中木 7 本＝低木 20 本 中木 1 本＝低木 3 本

※すべての樹木を低木に置き換えて合計した本数を比較すると基準を超えているかどうかわかりやすくなります。

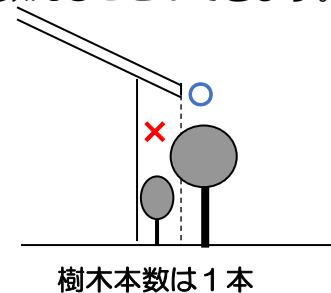
①樹木が重なる場合

樹木と樹木が重なっていても、本数には数えることができます。



②庇やバルコニー等に一部かかる場合

上空から見て、樹木の半分以上が出ている場合は本数に数えることができます。



4. 既存樹木を残した場合の樹木本数

- ① 既存樹木の面積で、基準緑地面積を満たした場合
基準樹木本数は確保したことになります。
- ② 既存樹木の面積で、基準緑地面積を満たさなかった場合
基準緑地面積から既存樹木面積を差し引いた残りの新植用緑地面積に対して、新植樹木本数を確保することになります。

基準緑地面積－既存樹木面積＝新植用緑地面積

(例) 基準緑地面積27.2㎡、既存樹木面積8㎡の場合、新植用緑地面積 19.2㎡

高木 (27.2－8)÷20＝0.9 … 1本

中木 (27.2－8)÷3＝6.4 … 6本

低木 (27.2－8)÷1＝19.2 … 19本

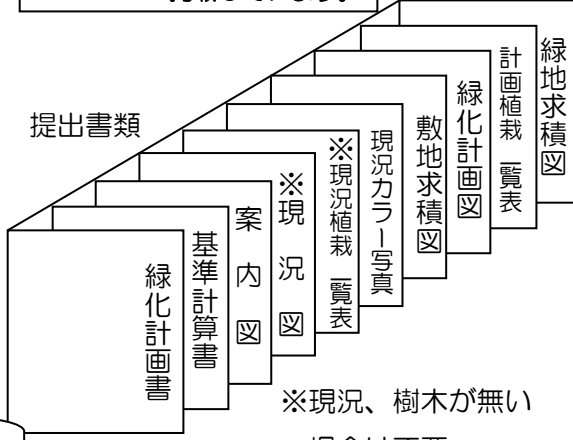
* 高中低木の各本数と新植用緑地面積の両方を満たしてください。

- ③ 新植樹木として面積を取り扱う場合には、本数も算定することができます。

3、緑化計画書等の作成例

HP・・・杉並区公式HPに掲載しています。

緑化計画書 HP (一式) の綴じ方原則として A4 縦版に折りたたみ、左とじにしてください。
平面図には必ず方位と縮尺を記入。



(1) 緑化計画書作成例

1. 緑化計画書

正副 2 部提出

事業者 (施主)・代理人・担当者の印鑑は不要

令和2年 4月 15日

事業所 住所 杉並区阿佐谷南1-15 (施主) 氏名 杉並 太郎 電話 03 (3312) 2111

代理人 住所 杉並区荻窪3-33-12 氏名 OOホーム(株)杉並 次郎 電話 03 (3312) △△△△ 担当者 氏名 OOホーム(株)杉並 花子 電話 03 (3312) △△△△

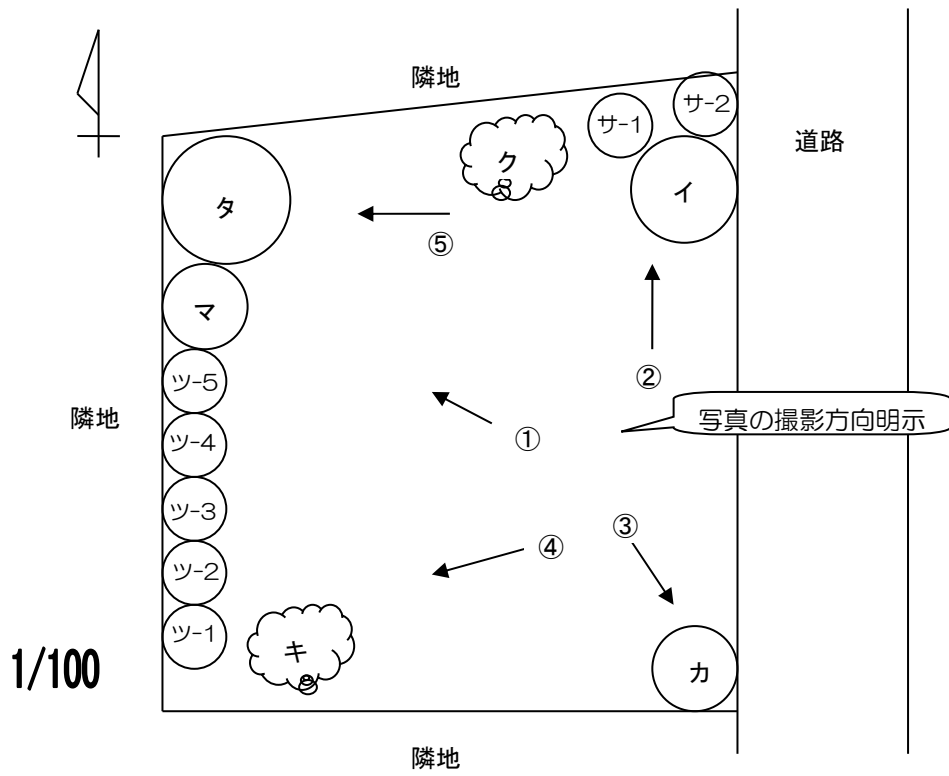
緑化計画書

杉並区みどりの条例第17条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画を届けます。

記

住居表示	杉並区 杉並区阿佐谷南1-42		棟数	1 棟	
行為種別	① 建築行為 2 駐車場の設置		1階部分の建築物の用途	住宅	
敷地面積	214.24 m ²	建築面積	115.89 m ²	用途地域	1 第一種低層住居専用地域 60 % 2
接道部緑化延長	11.5 m	緑地面積	26.15 m ²	接道部の延長	14.401 m
既存植栽の内容を記入	既存樹木面積	13.85 m ²	樹木本数	高木 1本 中木 0本 低木 0本	保存樹木本数 既存樹木本数を記入
新規の植栽計画を記入	地上部での緑地面積	12.30 m ²	高木 0本 中木 5本 低木 8本		
既存と新規の合計を記入	屋上等での緑地面積				
緑化基準を記入	計画接道部緑化延長	11.5 m	計画緑地面積	26.15 m ²	樹木本数の基準計算は小数点第1位を四捨五入
	基準接道部緑化延長	5.76 m	基準緑地面積	21.42 m ²	緑地面積は、小数点第3位四捨五入
	接道部緑化代替による新基準緑地面積		新基準緑地面積に基づく樹木本数	高木 1本 中木 7本 低木 21本	
	計算式	③ + (② - ①) × 0.3	④		
	※1 接道部緑化延長が不足する場合は、記入してください。				
緑化工事の完了予定日を記入	既存樹木による新植用基準緑地面積		7.57 m ²	高木 0本 中木 3本 低木 8本	
	※2 既存樹木を残す計画の場合は、記入してください。ただし、A既存樹木面積のみで、③基準緑地面積または④新基準緑地面積を満たす場合は不要。				
	完了予定年月日	令和2年 12月 15日			
副本返却予定日	敷地3,000㎡以上 既存樹木 風致緩和 %	部長	課長	係長	区記載欄のため記入不要
起案日	接道部3m未満 接道部代替 ×0.3=	決裁			
決裁日	地図チェック 入力				
副本返却日	年月日 会社名	担当者名			

2. 現況図 ※現況、樹木が無い場合は不要

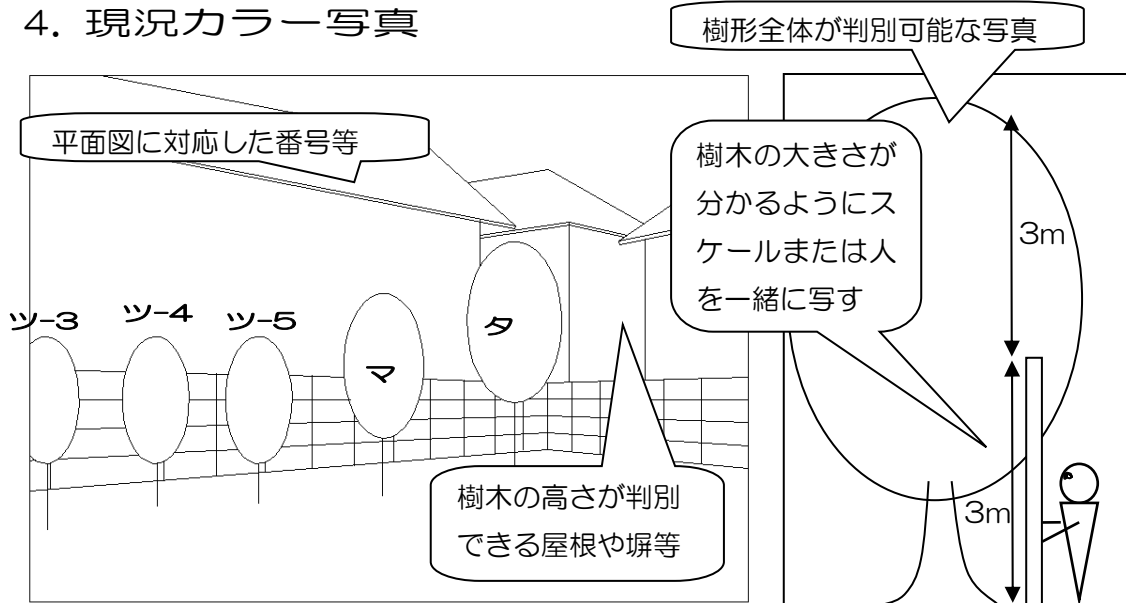


3. 現況植栽一覧表

(現況 計画 完了) 植 栽 一 覧 表

写真	記号	区分	樹種名	形状寸法		数量	備考
				H	W		
①	タ	高木	タイサンボク	6.0	4.0	1	保存
①	マ		マテバシイ	5.0	3.0	1	伐採
③	カ		カキ	4.0	3.0	1	伐採
②	イ		イロハモミジ	3.0	2.5	1	伐採
計						4	
①④	ツ	中木	ツバキ	2.0	2.0	5	伐採
②	サ		サザンカ	2.0	2.0	2	伐採
計						7	
④	キ	低木	キリシマツツジ	1.2	1.0	4	伐採
②	ク		クチナシ	1.0	1.3	4	伐採
計						8	

4. 現況カラー写真



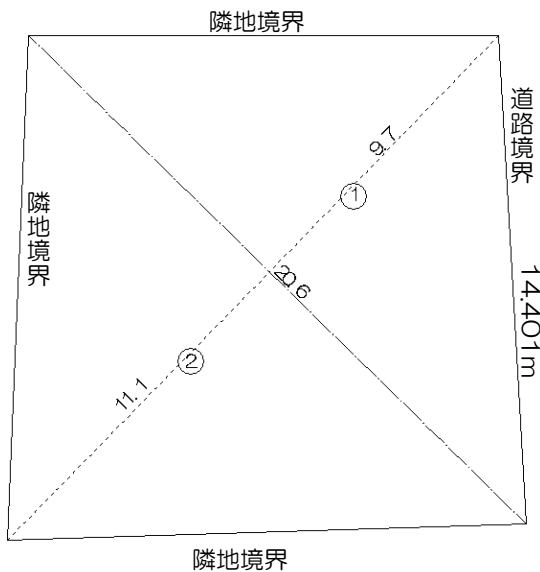
写真①

写真⑤タイサンボク

※ 留意すること

- ① 現況図面に撮影方向を番号で明示。
- ② 一枚で敷地全体を撮影できない場合は重ね撮りで数枚に分けて撮影。
- ③ 樹木の高さの判別対象物として電柱や屋根、塀等を取り込む。
(おおむね 1 階の軒までを 2.5m、2 階屋根高を 5.5m として判断。)
- ④ 撮影した樹木番号等を平面図に記入。
- ⑤ 樹木は各々の樹種が確認できるよう番号毎アップ写真を添付。

5. 敷地求積図

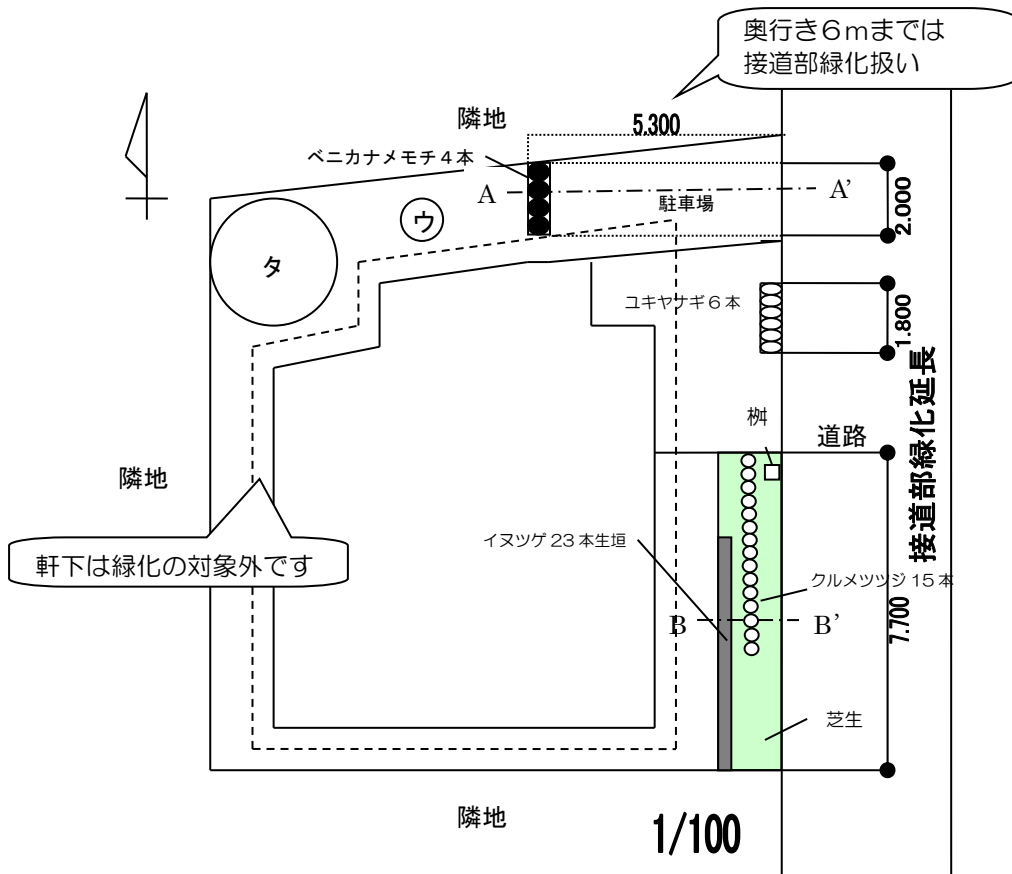


計算表

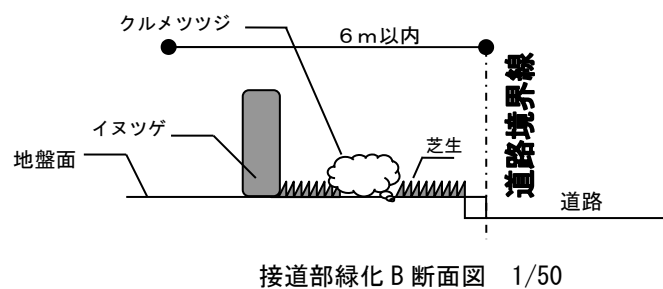
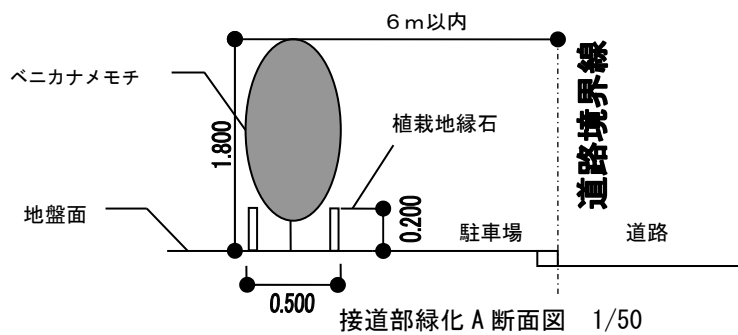
番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	20.6	9.7	199.82	99.91
2	20.6	11.1	228.66	114.33
合計				214.24

※ 計算表を添付してください。

6. 緑化計画図



接道部緑化延長 $7.700 + 1.800 + 2.000 = 11.500\text{m}$



7. 計画植栽一覧表

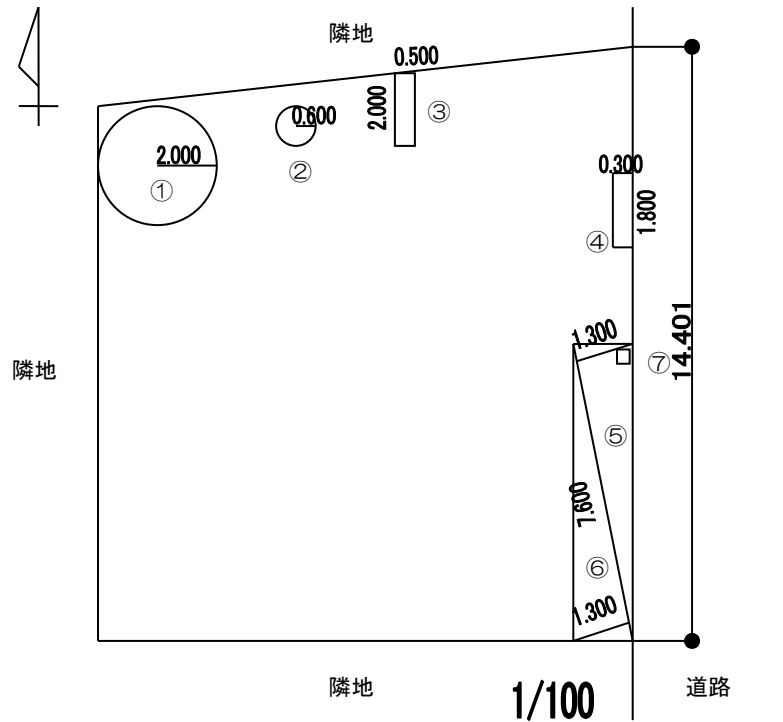
(既存 (計画) 完了) 植 栽 一 覧 表

記号	区分	樹種名	形状寸法		数量	備考
			H	W		
タ	高木	タイサンボク	6.0	4.0	1	既存
計					1	
ウ	中木	ウメ	2.5	1.2	1	新植
●		ベニカナメモチ	1.8	0.5	4	新植
計					5	
○	低木	ユキヤナギ	0.4	0.3	6	新植
		イヌツゲ	0.8	0.25	23	新植
○		クルメツツジ	0.4	0.3	15	新植
計					44	
	地被	芝生				新植 (張芝)

※新植樹は「建設物価」等に掲載してある規格寸法を参考に作成してください。

※地被植物で株もの場合は、49pot/m²など植栽密度を記載してください。

8. 緑地求積図



緑地面積計算表 ※面積は原則として三斜求積

記号	計算式	緑化面積	割増面積	備考
①	$(6.0 \times 0.7 \times 0.5)^2 \times 3.14$		13.85	既存樹木の面積 (P.24参照)
②	$0.6 \times 0.6 \times 3.14$	1.1304		
③	2.0×0.5	1.0		
④	0.3×1.8	0.54		
⑤	$7.6 \times 1.3 \times 1/2$	4.94		
⑥	$7.6 \times 1.3 \times 1/2$	4.94		
⑦	0.5×0.5	-0.25		樹控除
合計		26.1504	→26.15 m ²	小数点第3位で四捨五入

接道部延長 14.401m
 基準接道部緑化延長 $14.401 \times 0.4 = 5.76\text{m}$
 計画緑化延長 $7.70 + 1.80 + 2.00 = 11.50\text{m}$
 基準緑地面積 $214.24 \times (1 - 0.6) \times 0.25 = 21.42 \text{ m}^2$
 計画緑地面積 26.15 m^2
 基準樹木本数
 高木 $21.42 \div 20 = 1 \text{ 本}$
 中木 $21.42 \div 3 = 7 \text{ 本}$
 低木 $21.42 \div 1 = 21 \text{ 本}$

新植用樹木本数
 高木 $(21.42 - 13.85) \div 20 = 0 \text{ 本}$
 中木 $(21.42 - 13.85) \div 3 = 3 \text{ 本}$
 低木 $(21.42 - 13.85) \div 1 = 8 \text{ 本}$

計画本数	既存	新植	合計
高木	1	0	1 本
中木	0	5	5 本
低木	0	44	44 本

(2) 緑化計画概要書作成例

緑化計画概要書 **HP** は、FAXでの届出も受け付けます。受付処理後、写しを副本として返信いたしますので、送り状を添付してください。

HP・・・杉並区公式HPに掲載しています。

窓口の場合は正副2部提出

提出書類

案内図
緑化計画概要書

第14号様式（第14条）
杉並区長 宛

事業者（施主）・代理人・担当者の印鑑は不要

事業者 住所 杉並区阿佐谷南1-15
(施主) 氏名 杉並 太郎
電話 03(3312)2111

代理人 住所 杉並区阿佐谷南1-15
氏名 ○
電話 ○
氏名 ○
電話 ○
FAX ○

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者 住所 杉並区阿佐谷南1-15
氏名 ○
電話 ○
FAX ○

緑化計画概要書

杉並区みどりの条例第17条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画を届出

計画地の住居表示を記入

○を記入

建蔽率を記入
P.20 参照

・接道部緑化を代替する場合
→欄外の余白に代替計算を記入
(例は接道部緑化不可の場合の計算式)
・建築物の用途が複数ある場合
→欄外に計算式を記入し、接道部緑化延長の合計値も欄外に記入

1 建築関係事項	記				
住居表示	杉並区阿佐谷南1-15				
建築行為種別	① 新築	2 増築	3 用途変更	4 その他	
敷地面積	① 190.41 m ²	建築面積※ 83.84 m ²	用途地域	建蔽率	1階部分の建築物の用途
			1 第一種中高層住居専用地域 60 %	1 住宅	接道部の延長
			2 第一種低層住居専用地域 50 %	2 住宅	② 5.105

※増築の場合、増築に係る部分の床面積の合計面積を記載する。

2 緑化基準

1 接道部緑化延長	$\text{②接道部の延長} \times \text{④接道部緑化率} \times \frac{\text{①敷地面積}}{200} = \text{⑤接道部緑化代替分}$ $5.105 \times 0.4 \times \frac{190.41}{200} = 1.94 \text{ m}$				<p>⑤接道部緑化代替分 $1.94 \times 0.3 = 0.58$</p>																					
2 緑地面積	$\text{①敷地面積} \times \text{①建蔽率} \times \text{②緑地率} \times \frac{\text{①敷地面積}}{200} = \text{③緑地面積}$ $190.41 \times 0.4 \times 0.2 \times \frac{190.41}{200} = 13.98 \text{ m}^2$																									
	$\text{①敷地面積} \times \text{①建蔽率} \times \text{②緑地率} \times \frac{\text{①敷地面積}}{200} = \text{④緑地面積}$ $6.88 \times 0.5 \times 0.25 \times \frac{190.41}{200} = 0.82 \text{ m}^2$				⑤合計緑地面積(③+④) 15.38																					
3 樹木本数	<table border="1"> <tr> <td>高木</td> <td>15.38</td> <td>÷</td> <td>20</td> <td>=</td> <td>1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>15.38</td> <td>÷</td> <td>3</td> <td>=</td> <td>5</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>15.38</td> <td>÷</td> <td>1</td> <td>=</td> <td>15</td> <td>本</td> </tr> </table>				高木	15.38	÷	20	=	1	本	中木	15.38	÷	3	=	5	本	低木	15.38	÷	1	=	15	本	
高木	15.38	÷	20	=	1	本																				
中木	15.38	÷	3	=	5	本																				
低木	15.38	÷	1	=	15	本																				

複数接している場合には合計延長

接道部緑化代替分
 $1.94 \times 0.3 = 0.58$

接道部緑化代替面積がある場合には加算

用途地域が複数にまたがる場合は個々の面積で計算

用途地域がまたがる場合も、分子の敷地面積は全体の面積で計算

上記の緑化基準に適合する緑化を行います。(緑化工事完了予定 令和2年 12月 15日)

4 添付書類
案内図

緑化工事の完了予定日

緑化計画概要書完了届
杉並区みどりの条例第18条第1項の規定により、下記のとおり緑化完了届を届け出ます。

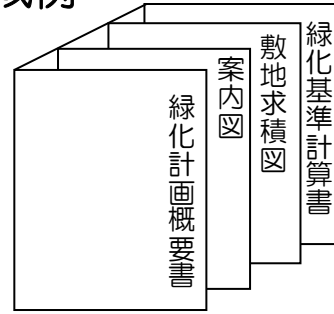
記

上記の緑化基準に適合する緑化を行いました。(完了年月日 年 月 日)

計画書と完了届との一体書式。緑化工事後、完了日と届出日を記入し、提出

(3) 緑化計画概要書（開発行為用）作成例

緑化計画概要書（開発行為用）HPの綴じ方原則としてA4縦版に折りたたみ、左とじにしてください。
 平面図には必ず方位と縮尺を記入。
 正副2部提出。



事業者（施主）・代理人・担当者の印鑑は不要

第14号の2様式（第14条）

杉並区長 宛

事業者 住所 **杉並区阿佐谷南15-1**
 (施主) 氏名 **杉並 太郎**
 電話 **03 (3312) 2111**

令和2年 4月 1日
 代理人 住所 **杉並区荻窪3-33-12**
 氏名 **〇〇ホーム(株)杉並 次郎**
 電話 **03 (3333) △△△△**

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者 氏名 **杉並 三郎**
 電話 **03 (3333) △△△△**
 FAX **03 (3333) □□□□**

緑 化 計 画 概 要 書 (開 発 行 為 用)

計画地の住居表示を記入

りるの条例第17条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画を届け出ます。

1 建築等関係事項

住居表示	杉並区 阿佐谷南1-15				
行為種別	開発行為		棟数 3 棟		
建築行為を行う敷地面積	開発区域面積	用途地域	建蔽率	1階部分の建築物の用途	接道部の延長
※1 380.00 m ²	405.00 m ²	1 第一種低層住居専用地域 2 (1,3号棟 角地60%)	50 %	1 住宅	※1 47.000 m

※1 建築行為を行う敷地が複数ある場合には、合計面積あるいは合計延長を記載する。

P.20 参照
建蔽率が異なる場合には分けて記入

2 緑化基準（※2）

基準接道部緑化延長	基準緑地面積	基準樹木本数		
		高木	中木	低木
9.00 m	39.30 m ²	1 本	14 本	40 本

※2 建築行為を行う敷地が1棟の場合は緑化基準計算書を、複数ある場合には、緑化基準計算内訳書（開発行為 複数棟用）を添付する。

3 緑化計画

上記の緑化基準に適合する緑化を行います。（完了予定年月日

令和2年 9月 25日）

4 添付書類

- ・案内図
- ・敷地求積図
- ・緑化基準計算書あるいは緑化基準計算内訳書（開発行為 複数棟用）

緑化工事の完了予定日を記入

年 月 日

緑 化 計 画 概 要 完 了 届

杉並区みどりの条例第18条1項の規定により、下記のとおり緑化完了届を届け出ます。

記

上記の緑化基準等に適合する緑化を行いました。（完了年月日

年

計画書と完了届との一体書式。緑化工事後、完了日と届出日を記入し、提出。P.5 参照

※事業者（施主）が変更になる場合には、変更届を合わせて提出する。

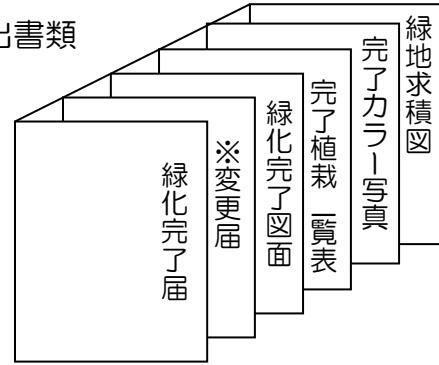
(4) 緑化完了届作成例

1. 緑化完了届 HP

◎ 完了届（一式）の綴じ方
原則としてA4縦版に折りたたみ、左とじにしてください。
平面図には必ず方位と縮尺を記入。

正副 2 部提出

提出書類



※変更がない場合は不要

第15号様式（第18条関係）
杉並区長 宛

令和2年 11月 6日

事業者 住所 **杉並区阿佐谷南1-15-1**
(施主) 氏名 **杉並 太郎**
電話 **03 (3312) 2111**

代理人 住所 **杉並区荻窪3-33-12**
氏名 **〇〇ホーム(株)杉並 次郎**
電話 **03 (3312) ΔΔΔΔ**

担当者 氏名 **杉並 花子**
電話 **03 (3312) ΔΔΔΔ**

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業者（施主）・代理人・
担当者の印鑑は不要

緑化完了届（緑化計画書用）

杉並区みどりの条例第18条第1項の規定により、下記のとおり緑化完了届を届け出ます。

記

建築等関係事項	住居表示	杉並区 阿佐谷南1-42-6										
	行為種別	① 建築行為	2 駐車場の設置	棟数	1 棟							
	敷地面積	214.24 m ²	建築面積	115.89 m ²	用途地域	1 第一種低層住居専用地域	建蔽率	60 %	1階部分の建築物の用途	住宅	接道部の延長	9.7 m
	既	接道部緑化延長	緑地面積	高木	中木	低木						
樹木	既	既存樹木面積	13.85 m ²	1 4 本	0 7 本	0 8 本						
新	新	地上部での緑地面積	11.76 m ²	0 本	5 本	38 本						
計	計	屋上等での緑地面積	計画接道部緑化延長	計画緑地面積	高木	中木	低木					
植	植	9.7 m	25.61 m ²	1 本	5 本	38 本						
栽	栽	計画書と同様の内容で記入	基準接道部緑化延長	基準緑地面積	基準樹木本数	高木	中木	低木				
既	既	5.76 m	③ 21.42 m ²	1 本	7 本	21 本						

既存の緑地を記入

新規で植栽した数値を記入

既存と新規の合計を記入

計画書と同様の内容で記入

保存樹木本数を記入

新植の樹木本数を記入

完了年月日を記入

緑化計画書受付番号を記入

区記載欄のため記入不要

(※1) 接道部緑化代替による新基準緑地面積	新基準緑地面積に基づく樹木本数
計算式 ③ + (② - ①) × 0.3	高木 中木 低木
	0 本 3 本 8 本

※1 接道部緑化延長が不足する場合は、記入してください。

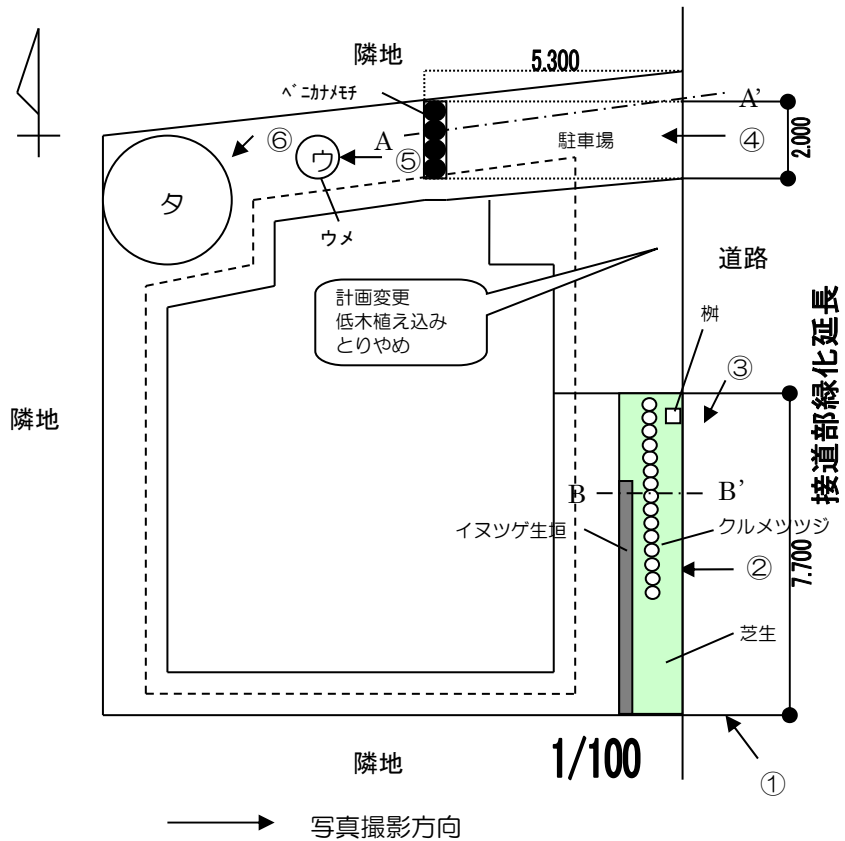
(※2) 既存樹木による新植用基準緑地面積	新植用樹木本数
計算式 ③または④ - A	高木 中木 低木
	0 本 3 本 8 本

※2 既存樹木を残す計画の場合は、記入してください。ただし、A既存樹木面積のみで、③基準緑地面積または④新基準緑地面積を満たす場合は不要。

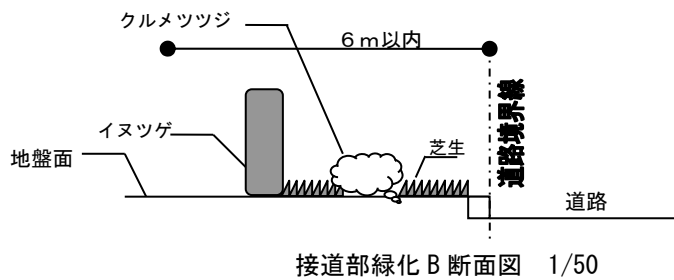
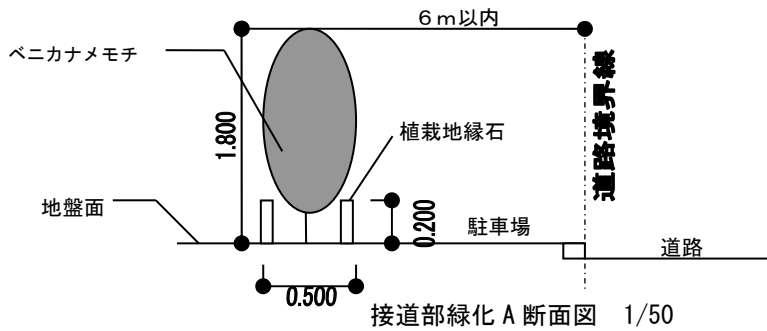
完了年月日	令和2年 11月 2日
緑化計画書受付番号	令和2年 5月 1日 第 K15 号

届受付日	完了確認日	決裁	部長	課長	係長	起案者
承認日	確認方法					
決裁日	<input type="checkbox"/> 写真確認 <input type="checkbox"/> 現場確認					

2. 緑化完了図面



接道部緑化延長 $7.70 + 2.00 = 9.70\text{m}$



3. 完了植栽一覧表

(既存 計画 (完了)) 植 栽 一 覧 表

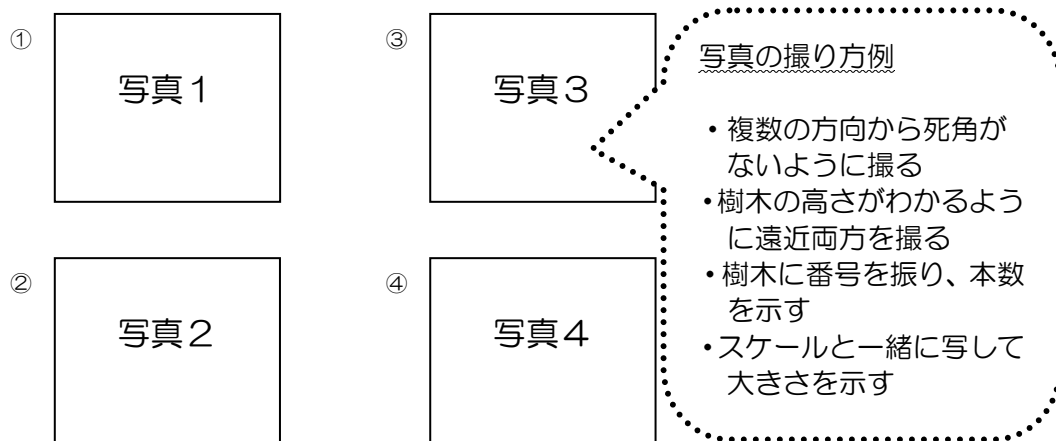
写真	記号	区分	樹種名	形状寸法		数量	備考
				H	W		
⑥	夕	高木	タイサンボク	6.0	4.0	1	既存
			計			1	
⑤	ウ	中木	ウメ	2.5	1.2	1	新植
④	●		ベニカナメモチ	1.8	0.5	4	新植
			計			5	
①②③		低木	イヌツゲ	0.8	0.25	23	新植
①②③	○		クルメツツジ	0.4	0.30	15	新植
			計			38	
①②③		地被	芝生				新植

※新植樹は植え付け時の高さ・葉張りを記入してください。

※地被植物の場合は、49pot/m²など植栽密度を記載してください。

4. 現場カラー写真

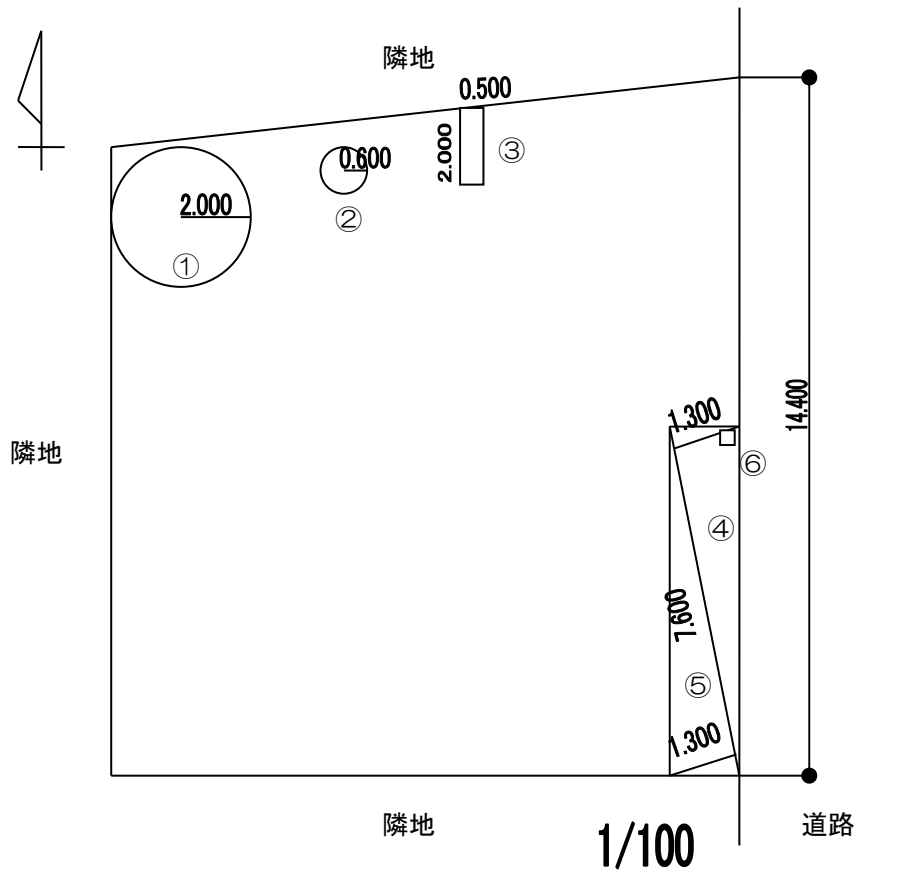
写真に番号を付け、写真番号及び撮影方向を緑化完了図面に記入してください。



※樹木の形状寸法（高さ・葉張り）や植栽本数等を確認できる写真を撮影してください。（P.30 参照）

※地被植物の密度は足りているか確認をお願いします。

5. 緑地求積図



緑地面積計算表 ※面積は原則として三斜求積

記号	計算式	緑化面積	割増面積	備考
①	$(6.0 \times 0.7 \times 0.5)^2 \times 3.14$		13.85	H6m 既存樹
②	$0.6 \times 0.6 \times 3.14$	1.1304		
③	2.0×0.5	1.0		
④	$7.6 \times 1.3 \times 1/2$	4.94		
⑤	$7.6 \times 1.3 \times 1/2$	4.94		
⑥	0.5×0.5	-0.25		柵控除
合計		25.6104	→25.61 m ²	小数点第3位で四捨五入

接道部延長 14.40m
 基準接道部緑化延長 $14.40 \times 0.4 = 5.76\text{m}$
 完了緑化延長 $7.70 + 2.50 + 2.00 = 9.70\text{m}$
 基準緑地面積 $214.24 \times (1 - 0.6) \times 0.25 = 21.42 \text{ m}^2$
 既存緑地面積 13.85 m^2
 変更基準緑地面積 $21.42 - 13.85 = 7.57 \text{ m}^2$
 完了緑地面積 25.61 m^2

変更基準樹木本数		既存	新植	合計
高木	$(21.42 - 13.85) \div 20 = 0$ 本	1	0	1 本
中木	$(21.42 - 13.85) \div 3 = 3$ 本	0	5	5 本
低木	$(21.42 - 13.85) \div 1 = 8$ 本	0	32	32 本

(5) 変更・取下げ届記入例

緑化計画の手続き終了後に、計画書の記載内容に変更があった場合や建築計画が取り下げになった場合は、緑化計画書変更・取下げ届 **HP** の提出が必要です。

HP・・・杉並区公式HPに掲載しています。

変更・取下げのいずれかを、○で囲むか2本線で消す

正副2部提出

届出者は事業者（施主）印鑑は不要

〇〇年 〇〇月 〇〇日

緑化計画書 変更・取下げ 届

下記のとおり緑化計画書を変更したいので届出します。

杉並区長 緑化計画書の受付日と受理番号を記入

住所 杉並区阿佐谷南1～15～1
氏名 杉並 太郎
電話 03(3312)2111

変更や取下げが発生した年月日を記入

計画地の住居表示を記入

受理番号	令和2年 4月 3日受付 緑化計画書受付番号第 K5 号		
住居表示	杉並区 阿佐谷南1～15		
事由発生日	〇〇年 9月 20日		
変更項目	変更前	変更後	
事業者・代理人	住所		
	氏名		
	電話番号		
敷地面積	235.10㎡	235.58㎡	
建築面積			
1階の建築物の用途			
接道部の延長	11.75m	11.82m	
緑地面積	基準	29.39㎡	29.45㎡
	計画		
接道部緑化延長	基準	4.7m	4.73m
	計画	4.8m	5.5m
樹木本数	基準	高木 中木 低木	高木 中木 低木
	計画	高木1本 中木10本 低木29本	高木2本 中木11本 低木30本
その他()			
変更/取下げ 事由	道路境界線の変更および植栽計画を変更したため		

変更前の内容を記入

変更後の内容を記入

変更する項目だけ記入

変更・取下げのいずれかを、○で囲むか2本線で消す

変更・取下げの理由を具体的に記入

※区記帳簿

起案日	部長	課長	係長	起案者
決裁日				

4、資料編

(1) 樹木等の例

樹木には種類によってそれぞれ生育に適した環境や特徴があります。それぞれのお宅にあった樹木や、樹木の生育に適した植栽場所の選定をお願いします。

また植物は生き物ですので水や光が全く当たらないところでは生育できません。下記の特徴は相対的にみてものもので、あくまで参考としてご活用ください。

防火性のある樹木

中～高木 イヌマキ、コウヤマキ、サカキ、シキミ、ユズリハ、シラカシ、モチノキ、イヌツゲ

低木 ヤツデ、クチナシ、トベラ、ヒサカキ、ハコネウツギ

病害虫に強い樹木

中～高木 シマトネリコ、カクレミノ、サカキ、レッドロビン、トキワマンサク

低木 ドウダンツツジ、ボケ、ヒュウガミズキ

日陰に強い樹木

中～高木 カクレミノ、ヒイラギモクセイ、イヌツゲ

低木 アオキ、ヤツデ、ジンチョウゲ、ヒイラギナンテン、ナンテン、アジサイ、アセビ

乾燥に強い樹木

中～高木 オリーブ、ウバメガシ、マサキ、フェイジョア

低木 ギンバイカ、アベリア、アセビ

比較的管理の手間が少ない樹木

中～高木 カクレミノ、ソヨゴ、常緑ヤマボウシ、オリーブ、ニオイヒバ、ハナミズキ、ユスラウメ

低木 ツツジ類、アオキ、ホソバヒイラギナンテン

花が香る樹木

中～高木 キンモクセイ、ライラック、ロウバイ

低木 クチナシ、ジンチョウゲ

実が食べられる樹木

中～高木 ヤマモモ、オリーブ、フェイジョア、ヤマボウシ、ミカン類、アンズ

低木 ブルーベリー、ラズベリー、ジューンベリー

野鳥が食餌する樹木

中～高木 ヤマボウシ、カキ、イヌツゲ、エゴノキ

低木 ガマズミ、ムラサキシキブ、ピラカンサ、ブルーベリー、ナンテン

季節を感じる樹木

春に花が咲く カリン、コブシ、サンシュユ、ハナミズキ、モクレン、ジンチョウゲ、ハナカイドウ、ハナズオウ、ドウダンツツジ、ユキヤナギ、ヒュウガミズキ、ボケ、ヤマブキ、レンギョウ

初夏に花が咲く エゴノキ、ライラック、ヤマボウシ、クチナシ、アジサイ、シャクナゲ、キンシバイ、ビヨウヤナギ

夏に花が咲く シルバープリペット、サルスベリ、ムクゲ、キョウチクトウ、ナツツバキ

秋に実がなる ソヨゴ、ヤマボウシ、ツリバナ、ガマズミ、ナンテン、ムラサキシキブ

紅葉が美しい モミジ・カエデ類、ニシキギ、ドウダンツツジ

生け垣に適した樹木

よく使われるもの レッドロビン、ヒイラギモクセイ、カイツカイブキ、トキワマンサク、マサキ、ハマヒサカキ、イヌツゲ

排気ガスに強いもの カイツカイブキ、イヌマキ、マサキ、ヒサカキ

日陰に耐える イヌマキ、ヒイラギモクセイ、ハマヒサカキ、イヌツゲ、アオキ

乾燥に耐える プリペット、マルバシャリンバイ

花が楽しめる ドウダンツツジ、トキワマンサク

つる植物の例

落葉 アケビ、ナツツタ、ツルウメモドキ、ノウゼンカズラ、フジ

常緑 カロライナジャスミン、キツタ、サネカズラ、テイカカズラ、ヘデラ、ムベ、モッコウバラ

地被植物の例

日向で育つ 芝、ピンカミノール

日陰に耐える タマリユウ、リュウノヒゲ、キボウシ、シダ、シャガ、ツワブキ

乾燥に耐える ヒメシャガ、フッキソウ

(2) 用語の説明

- ア 屋上 : 建築物の陸屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分。
- カ 建蔽率 : 建築基準法第53条第1項の規定により定めるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合(同条第3項第2号規定する建築物にあっては、当該割合に10分の1を加えた割合、風致地区においては杉並区風致地区条例及び同条例に基づく許可の審査基準による建蔽率の上限)。
- サ 敷地面積 : 建築行為においては、建築基準法施行令第2条による面積。確認申請を提出する際にはその面積。
開発行為においては、都市計画法第4条第13項の定義による開発区域内の建築行為を行おうとする敷地面積。
駐車場及び自転車駐輪場の造成においては、その敷地の面積。
- 樹木 : 高木、中木、低木、竹類及びシュロ。
高木 : 植付け時の高さが3.0m以上の樹木。
中木 : 植付け時の高さが1.5m以上の樹木。
低木 : 植付け時の高さが0.3m以上1.5m未満の樹木。
竹類及びシュロ : 既存であるかどうかにかかわらず緑地面積においてはすべて新規植栽として取り扱う。樹木本数においては緑化完了時の高さが1.5m以上の場合には高さに関わらず中木として、1.5m未満の場合には低木として取り扱う。
- 植栽地 : 樹木、つる植物及び地被植物を集めて植栽してある場所。
- 植栽地面積 : 縁石等で仕切られた植栽地の面積で、基本的に植物が縁石等を覆う場合には縁石等も含む。
- 水平投影面積 : 樹木の枝葉の広がりを真上から地表に投影した面積。
- 接道部 : 道路に接している部分から、垂直に奥行き6m以内の部分。ただし、歩道状空地を設けている場合は、歩道境界から奥行き6m以内をいう。
- 接道部延長 : 道路に接している部分の長さの合計。
- 接道部緑化 : 接道部における樹木を植栽した場所をいい、適切な土幅を確保する。ただし、建築物や塀等で、見通しが妨げられないこととする。
- タ 単独木 : 独立して植栽されたもの。
- 地被植物 : 芝、リュウノヒゲ、タマリユウ等のグランドカバーに用いる植物。

駐車場	: 自動車の駐車のために使用される場所をいい、車両置き場も含まれる。
つる植物	: ツタ・カズラ類等の木性のつる植物。
道 路	: 建築基準法で定める道路。
ハ 葉張り	: 樹木の枝葉が、四方に伸びた状況をいう。その平均値を葉張りの長さとして算定する。
壁 面	: 建築物の外壁部分。壁面緑化を行う場合、外壁に沿って補助資材を設置し、外壁を覆うことができるように計画されたものを緑地面積として参入できる。
ベランダ	: 建築物の側面で外部に突出した構造を持ち、出入り可能な部分（バルコニー含む）。
補助資材	: 樹木、ツル性植物を誘引・固定するために用いるもの。
ラ 緑 化	: 植栽基盤に樹木、つる植物、地被植物等の植物を植栽し、育成することをいう。
緑地面積	: 敷地内の樹木の枝葉で覆われた空間の水平投影面積又は植栽地面積。